

農地法第4・5条届出及び第18条通知の添付書類

| | |
|--|--|
| 4 条 5 条 届 出 （ 市 街 化 区 域 ） | <p>●届出書は様式3-12(4条)または3-13(5条)を提出すること【提出部数：2部】(2部とも押印したもの。添付書類は1部でよい)</p> |
| | 1 委任状(代理人申請の場合のみ必要。必ず申請依頼者が住所氏名を自書又は記名のうえ押印すること) |
| | 2 土地登記全部事項証明書(インターネット『登記情報提供サービス』から印刷したものは不可) |
| | 3 土地の位置を示す地図[都市計画図(1/20,000程度)](高崎市ホームページ内地図システム『まっぷdeたかさき』から都市計画情報マップを印刷したもので可) |
| | 4 届出に係る農地が賃貸借の目的になっている場合には、法第18条第1項の規定による解約等の許可があったことを証する書面、又は法第18条第1項各号のいずれかに該当することを証する書面 |
| | 5 開発許可が必要でない場合であっても、届出地の合計面積(一体利用地があればそれを含む)が500㎡以上の場合、「高崎市土砂等の堆積の規制に関する条例(残土条例)」の手続きが必要となる場合があるので、開発指導課(市役所11階)で発行される確認書の添付をお願いします。 |
| | 6 当事者が連署しないで届出書を提出する場合には、単独申請行為該当事由を証する書面〔5条届出のみ〕(競売期日の調書、公売の売却決定通知書、裁判の判決等に関する書面、遺言書等の写し等) |
| 7 その他参考となるべき書類 <ul style="list-style-type: none"> ・届出に係る農地の所在が土地区画整理事業施行中の区域内である場合(仮換地指定通知書及び仮換地図の写し) ・届出に係る農地につき真正なる権利者であるかどうか土地登記簿により確認できない場合(戸籍謄本、住民票等) | |
| <p>※水利組合・土地改良区には、農地を転用した旨を届出(連絡)してください。 ※届出に係る農地を農地以外にする行為が、都市計画法第29条第1項の許可を受けることが必要な場合には、開発指導課(市役所11階)で許可申請が必要です。</p> | |

| | |
|--|--|
| 18 条 | <p>●様式6-7を提出すること【提出部数：1部】</p> |
| | 1 土地登記全部事項証明書(インターネット『登記情報提供サービス』から印刷したものは不可) |
| | 2 賃貸借の当事者間において法第18条第1項第2号の規定による合意が成立したことを証する書面 |
| 3 印鑑証明：借人のもの(但し、借人本人が持参する等、借人側の意思が明らかな場合は不要) | |

- ※ 土地登記簿全部事項証明書、住民票等は、申請日において交付日から3ヶ月以内のもの。
 - ※ 証明書等は原本提出が原則ですが、原本還付を受けたい場合は、提出時に写しとともに原本を持参し確認を受けてください。
 - ※ 書類一式はホチキス止めせず、クリップ等でまとめてください。
 - ※ 特別な事情を有する案件については、事前に農業委員会事務局にご相談ください。

【参照】

- ・農地法第4条届出 …… 農地法施行規則第26条
- ・農地法第5条届出 …… 農地法施行規則第50条
- ・農地法第18条通知 …… 農地法施行規則第68条第3項